

2013.11.6

「最高裁違憲判決の顛末」

こんにちは、参議院議員の西田昌司です。

本日は、11月6日水曜日です。昨日、自民党の法務部会があり、5時半から8時半迄、3時間延々と議論したのですが、例の最高裁の婚外子の相続分が1/2だと言うのは違憲だと言う判決が出ました。この問題について、どう取り扱うかということです。法務省側から違憲判決が出ましたから、それを正す民法の改正案、それから戸籍法で嫡出子、非嫡出子と戸籍に記述をしなくても良いという、2つのセットで持ってきました。結論から言いますと、この戸籍法の分は最高裁判決と全く関係ありません。にも拘わらず、このようなことを推進するのは、法律婚を否定している方々が僅かながら日本にはおられます。その方々が、法律婚でない子供が嫡外子となるわけですから、差別撤廃を戸籍の上からも要求しているわけです。これは、法律婚を守っていこうという我々の立場からすれば、また更に言いますと、97.8%の子どもたちが法律婚の中で生まれてきていますから、このような法律婚を無効にしようとしている勢力に加担する必要は全くありません。ですから、今回は切り離すということを先ずは決定しました。同時に、今回の違憲判決について、私も何度もビデオレターで申し上げてきましたが、要するに、今回の問題は最高裁の違憲立法審査権において、法律自体が法令違憲だという判決を出したことなのです。適用違憲とい

うのは、今回の個別事案で、この法律を使うことは違憲であるということで、それなら分かります。それが、民法の相続部分の記述自体が違憲であるということになってしまった為に、大きな問題になってしまったのです。私はこの最高裁の判決自体が納得いきません。彼らは事情が変わったと主張していますが、どのように事情が変わったかといいますと、日本の国内においては、ほとんど何も変わっていません。法律婚の中で、暮らしているという方が 97.8%もおられます。この 10 年で非法律婚の割合が 1%増したからといって、事情が変わったというのは有り得ない話です。

ですから、このようなことの説明もせずに、世界では差別をつけていないという理由だけでは、あまりにも乱暴な判決でありました。しかし、乱暴な判決ではありましたが、この判決をした裁判官に罷免を要求することは出来ないのです。憲法には最高裁の判事には国民審査が必要とあります。しかし、これは衆議院選と同時に行われ、事実上このような問題が起きてしまった時に、迅速に対応できません。これから 3 年後に衆議院が解散しても、ほとんど後の祭りの様な状態で、多くの国民も興味がありません。結局は、国民審査の有名無実化してしまっています。つまり、三権分立の上で、最高裁判所を正しく機能させるための国民審査の仕組み自体が機能していないのです。その結果、司法の暴走が起きてしまいます。国会は憲法にも書いてあるように、国権の最高機関であり、唯一の立法機関でありますから、彼らが出してきた違憲判決を自動的

に法制化するのは必ずしも必要はありません。しかし、司法の場で彼らが出した判決は有効でありますから、訴訟を行えば、全て平等の扱いをしなければ負けてしまいます。そのため現場では混乱が起きます。しかし、そのまま平等という形で、民法を改正すれば、次々と不都合がおきてきます。婚外子を作って、正規の法律婚の中で配分される財産が、どんどん流出してしまっても食い止める手立てがないのです。ですから、この事自体が問題であり、家族を守る、家庭を守るという立場から、しっかりとした歯止め策が必要です。それが出来ない間は、法律を改正し、平等にすることによって、かえって逆の問題が起きてしまうのではないかと思います。これはセットで行うべきだと、私は主張し続けています。そして、特命委員会を速やかに作って、民法改正はとりあえず行うけれども、速やかに家庭を守るための法整備も行っていきたいと思っています。法務省も官房長まで一年以内に行うと発言していました。もちろん、私も、そのような方向で進んでいって欲しいと思いますが、それは困難であると思います。例えば、配偶者に取り分を増やせば、奥さんを守れ、不貞の方々に流出しないでしょう。しかし、これでは実の子供に対する相続ができなくなってしまう。子供たちにとっては一回の相続で、親から子供へ相続できたものが、出来にくくなってきたとなりますと、相続税の面で非常に不利になる可能性があります。相続というのは親から子供へと次の世代に渡していくのが相続です。それが、配偶者という同世代の人に財産を配分すれば、相続が出来にくくなっ

てしまいます。ですから、家庭を守るというのが相続を出来にくす状態を作ってしまう。いくら考えても、家族を守るという全体像が、私には見えてきませんでした。このような事を考えますと、違憲判決が出たからといって、そのまま民法を改正してしまえば、とんでもないことになります。しかし、実際の司法の場では最高裁の判決が出た以上は、判例として次々と使われてしまいます。まさに、今回の違憲判決は根拠が定かではないにも関わらず、個別の問題ではなく、法令違憲であるとした結果、社会制度全体を変えてしまうことになります。これは、あまりにも司法権の乱用、乱暴な判決だったと、ご理解して頂けると思います。長きに渡り、この問題を議論してきましたが、司法の中で混乱するか、法制の中で混乱するか、どちらにしも混乱してしまいます。この問題を通じて、結局は、現在の日本国憲法が規定している三権分立の仕組みが、司法の暴走を招いているということが分かります。そもそも、彼らが判例の拠り所としている、憲法 14 条国民は法の下で平等であるという一文です。そこには、平等であって、門地閥閥とに差別されないということが書かれているだけです。日本にとって一番重要な家族制度・家庭を無視した形で、国の形や、家庭の形を変えられてしまうということに対して、何の防御策もありません。ここに、この憲法の問題点があります。そして裁判官の国民審査制度も有名無実となっています。まさに、日本国憲法が招いた問題であると、国民に知らしめるというのが、私が部会やビデオレターで主張してきた最大の眼目であ

り、このことは自民党内ではかなり共有できたと感じております。今回、とりあえず違憲部分は戸籍とは切り離して、不承不承ではありますが改正しました。

しかし、この問題はまだ終わっていません。このことにより、社会の混乱を招かないように、行政の手続き、立法の手続きを考えていかなければなりません。

このような、重い宿題を課せられたと皆様にご報告させて頂きました。

今日も御覧になって頂きまして、ありがとうございました。